平成２７年（フ）第１３９号
沖縄県那覇市安里99―１　Ｃａｓａ　Ｔｏｌｅｄｏ602、住民票上の住所福岡県北九州市若松区高須西１丁目13番３号
債務者　師村　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３０号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目99番地　307
債務者　當間　悦子（旧姓西門）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４７号
釧路市新川町17番4608号　Ｓ２―608
債務者　中原　良子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市玉島乙島4159番地
債務者　中藤　伸治
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
大分県別府市中央町８番16号　シティーパル小森Ｅ棟202号
債務者　尾形　美咲
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７６０号
さいたま市南区内谷３丁目11―13　レオパレスワタル207、住民票上の住所北海道札幌市東区北34条東21丁目４番３号
債務者　渡部　　恵（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６６号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目59番地　グランドハイツ光Ａ―101
債務者　柳沼　龍治
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３１号
さいたま市北区土呂町２丁目12番地４　203号、旧住所香川県高松市塩屋町３番地８　アルファライフ瓦町北601
債務者　平井真紀子（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３２号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目27番２号
債務者　畠山　弘志
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根275番地７
債務者　田柳ノブ子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
埼玉県草加市遊馬町216番地　馬場ハイツⅡ―103号
債務者　山本　　満
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
新潟県三条市西中1872番地
債務者　佐藤　菊枝
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３８号
三重県松阪市山室町2099番地１　メゾンはしもと１Ａ、前住所三重県津市藤方2210番地
債務者　東谷紀代美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４１９号
北九州市小倉北区黄金１丁目11番１号（ハイツ黄金301号）
債務者　伊藤　直子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２９号
北海道帯広市西18条南５丁目41番地６
債務者　平原　政晴
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
北海道帯広市大空町９丁目２番地　大空団地丘523号
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
北海道河西郡中札内村上札内20番地２　あすなろ団地１―５
債務者　青江　健太
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係